

選挙日当日の投票時間の短縮について

令和8年9月15日
平川市選挙管理委員会

選挙当日の投票時間の短縮について

1 投票時間短縮実施の趣旨

県内市町村において、投票時間短縮に向けた動きが出始めています。

また、期日前投票の浸透により、当日投票者とりわけ午後6時以降の投票者数が減少傾向にあります。

これを踏まえて、選挙人の投票に影響は少ないと考えられることから、投票時間の短縮を検討するものです。

2 当日投票所と期日前投票所の投票時間

(1) 当日投票所

共通投票所を含むすべての投票所（24 か所）の投票時間を下記のとおりとします。

	現行	変更案
13, 14, 21, 22, 23 投票区	午前7時～午後7時	午前7時～ <u>午後6時</u>
上記以外の投票区	午前7時～午後8時	
共通投票所	午前9時～午後8時	午前9時～ <u>午後6時</u>

※共通投票所は指定投票所とは別に設置され、有権者の利便性や設置のしやすさ等を考慮し、午前5時から午後8時までの間で選挙管理委員会の判断で設置できるものです。

(2) 期日前投票所

現在下記のとおり開設しており、開設期間と開設時間は今後に変更せずに継続して開設していくものとします。

期日前投票所	開設期間	開設時間
平川市役所本庁舎	告示日翌日～投票日前日	午前8時30分～午後8時
尾上総合支所		午前8時30分～午後6時
碓ヶ関公民館		
イオンタウン平賀催事場		午前10時～午後7時
葛川支所	投票日前週の火曜日	午前9時～午後4時
大木平集会所	投票日前日	午前10時～午後2時

※期日前投票所を 1 か所のみ設置する場合

開設期間：告示日翌日～投票日前日

開設時間：午前 8 時 3 0 分～午後 8 時

期日前投票所を開く時刻を 2 時間以内の範囲内で繰り上げ、または
閉じる時刻を 2 時間以内の範囲内で繰り下げできる。

※期日前投票所を 2 か所以上設置する場合

1 か所を上記の開設期間と開設時間に設定すれば、他の期日前投票所の開設期
間と開設時間は選挙管理委員会の判断で設定できる。

3 近年の当市における投票状況

選挙名	投票 総数	当日投票				期日前 投 票	不在者 投 票	投票総数に占める 期日前投票割合
		合計	7時 ～18時	18時 ～19時	19時 ～20時			
R5.4.9 県議選	11,689	6,473	5,925 91.53%	391 6.04%	157 2.43%	5,093	123	43.57%
R5.6.4 県知事選	14,646	7,029	6,287 89.44%	507 7.21%	235 3.34%	7,441	176	50.81%
R6.10.27 衆院選	13,683	6,510	6,084 93.46%	293 4.50%	133 2.04%	7,025	148	51.34%
R7.7.20 参院選	13,650	5,775	5,100 88.31%	459 7.95%	216 3.74%	7,735	140	56.67%
R7.12.21 市長選	10,937	5,628	5,276 93.75%	244 4.34%	108 1.92%	5,166	143	47.23%
R8.2.8 衆院選	13,031	5,042	4,748 94.17%	206 4.09%	88 1.75%	7,837	152	60.14%

※当日投票のパーセンテージは、当日投票者の合計に占める割合。

4 投票時間短縮の効果

- (1) 事務従事者に対する人件費を削減できます。
- (2) 投票管理者、投票立会人、事務従事者の負担を軽減できます。
- (3) 20時45分から行っている開票作業開始時間を繰り上げし、開票結果の公表を早めることができます。

例) 国や県の選挙 ➡ 20時
市の選挙 ➡ 19時 など

5 投票時間短縮の実施時期

投票時間の短縮は、令和9年4月執行予定の「青森県議会議員一般選挙」から実施することとします。

6 投票時間短縮の実施までのスケジュール

令和8年

- | | |
|----------------|----------------|
| ■ 9月15日～10月14日 | パブリックコメント |
| ■ 11月上旬 | パブリックコメント結果の公表 |
| ■ 12月 | 選挙管理委員会にて審議・決定 |

令和9年

- | | |
|--------|-----------------|
| ■ 1月 | 広報やHP等で周知 |
| ■ 3月 | 選挙時広報 |
| ■ 4月上旬 | 青森県議会議員一般選挙 投開票 |